

適用除外となる自家用広告物の主な基準

禁止地域又は許可地域であっても、自家用広告物で次のような基準を満たすものについては、許可を得ずに表示し、又は設置することができます。

(1) 禁止地域内の自家用広告物（広告旗を除く）の主な基準

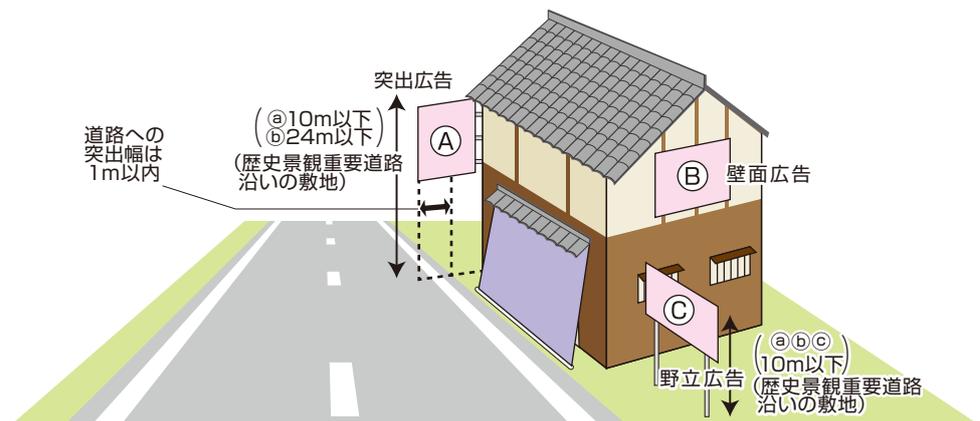
■ 一般的な場所（「歴史景観重要道路沿いの敷地」以外）

- 営業所等につき3個以内であること
- 広告物の表示面積の合計が10㎡以内であること
例： $A + B + C \leq 10\text{㎡}$
- 広告物等の下端までの高さは
歩道上の場合、地上から2.5m以上であること
車道上の場合、地上から4.5m以上であること
- 道路への突出幅は1m以内であること
- 屋上以外の場所に表示し、又は設置するものであること
- 蛍光塗料又は反射塗料を使用しないものであること
- 色彩を含め景観に配慮した秩序あるものであること

■ 歴史景観重要道路沿いの敷地

上記基準に加え、

- 広告物等の上端までの高さは
野立広告板・野立広告塔：①「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」
②「公共施設区域」 ③「歴史周辺区域」は
地上から10m以下であること
突出広告：①「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」は地上から
10m以下であること
②「公共施設区域」は地上から24m以下であること
- 広告物の表示面積は1個あたり5㎡以内であること（合計10㎡以内）
例： $A + B + C \leq 10\text{㎡}$
 $A \leq 5\text{㎡}$ 、 $B \leq 5\text{㎡}$ 、 $C \leq 5\text{㎡}$
- 形態・意匠は歴史的景観と調和したものであること
- 色彩は鮮やかでけばけばしい色でないこと



(2) 許可地域内の自家用広告物（広告旗を除く）の主な基準

● 広告物等の上端までの高さ、広告物等の高さ

野立広告板・野立広告塔：①「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」
②「公共施設区域」 ③「沿道景観エリア」は
地上から10m以下であること

屋上広告：①「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」

広告物等の上端までの高さは地上から12m以下。広告物等の高さは地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下であること

②「公共施設区域」

広告物等の上端までの高さは地上から24m以下。広告物等の高さは地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下であること

③「①、②以外の区域」

広告物等の上端までの高さは地上から52m以下。広告物等の高さは20m以下で、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の2以下であること

突出広告：①「新発田城周辺区域、寺町・清水谷周辺区域」は地上から12m以下であること

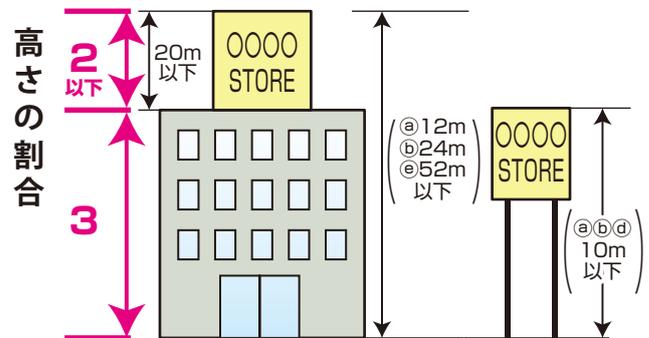
②「公共施設区域」は地上から24m以下であること

● 営業所等につき5個以内であること

● 広告物の表示面積の合計が10㎡以内であること

● 広告物等の下端までの高さは
歩道上の場合、地上から2.5m以上であること
車道上の場合、地上から4.5m以上であること

● 道路への突出幅は1m以内であること 他



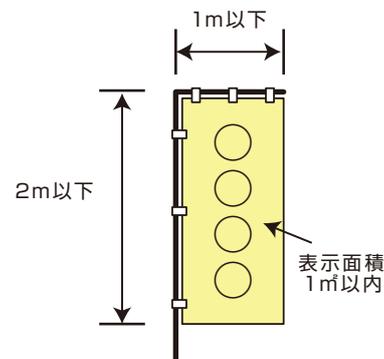
(3) 自家用広告物（広告旗に限る）の主な基準

● 営業所等につき10個以内であること

● 大きさ（支柱は除く）は、1個当たり縦2m以下、横1m以下の範囲で、表示面積は1㎡以内であること

● 道路上に突き出さないものであること

● 営業時間内に限り、表示し、又は設置するものであること 他



その他適用除外となる主な広告物

次のような広告物には、条例の規制のうち一定の事項が適用されませんが、表示し、又は設置する場合はあらかじめ市にお問い合わせください。

(1) 禁止物件、禁止地域、許可地域に許可不要で表示し、又は設置できる広告物

- ① 法令の規定により表示し、又は設置するもの
- ② 公職選挙法による選挙運動のために使用するもの 他

(2) 禁止地域、許可地域に許可不要で表示し、又は設置できる広告物

- ① 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物で表示面積が合計10㎡以内であるほか、一定の基準に適合するもの
- ② 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置するもの
- ③ 人、動物、車両及び船舶等に表示するもの
- ④ 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するもので、庁舎及びその敷地内に設置・表示するもの、又は庁舎敷地以外に表示・設置するもので表示面積が4㎡以内のもの

(3) 禁止物件に許可不要で表示し、又は設置できる広告物

- ① トンネル、街路樹、信号機等に国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するもの
- ② 送電塔、煙突、ガスタンク等にその所有者又は管理者が自己の氏名、店名又は営業の内容等を表示し、又は設置するもの

(4) 許可地域に許可不要で表示し、又は設置できる広告物で1㎡以内のもの

- ① 次に定めるもののうち、営利を目的としないもの
 - ・ 政治、学術、文化又はスポーツに関する講演会その他の活動にかかるもの
 - ・ 町内会や自治会その他公共的団体が公共的目的のために表示し、又は設置するもの
- ② 政治資金規正法第6条第1項の規定による届出政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等
- ③ ①・②以外のもののうち、表示・設置期間が5日を超えないもの



禁止地域内であっても例外的に表示・設置が認められる広告物

禁止地域内であっても、次に該当する広告物は、許可を受けて例外的に表示し、又は設置することができます。

なお、次の（３）に該当する広告物は、許可を受けるに当たり、原則として新発田市景観審議会の意見を聴く必要があります。

- （１）自家用広告物で８、９ページの適用除外基準に該当しないものであっても、一定の基準に適合するもの
- （２）道標、案内図板その他公共的目的をもって表示し、又は設置するもので、一定の基準に適合するもの
- （３）一般国道や主要地方道に接していない営業所等を案内するために表示し、又は設置する野立広告板等であって、次の基準に適合するもの
 - ① 表示又は設置が営業上特に必要であること
 - ② 表示面積が１面 2m^2 以内、合計 4m^2 以内で、高さが 3m 以下であること
 - ③ 営業所ごとに２個以内であること
 - ④ 広告物等の意匠及び設置位置が周囲の自然環境、建造物等の景観を損なわないものであること 他